

## 社会福祉法人尚和会 役員・評議員報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人尚和会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

### (報酬)

第3条 役員等には、業務に応じた報酬として、次のとおり報酬等を支給する。

理事会、評議員会、監事監査等への出席	日額5,000円
上記の他、法人業務の為の出勤	日額5,000円

第4条 この報酬については、各年度の総額が100,000円を超えない範囲とする。

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給せず、交通費を実費精算とする。

### (費用弁償)

第6条 理事会・評議員会への出席、法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

### (報酬等の支給方法)

第7条 役員等に対する報酬等の支給時期は、当該会議に出席した都度、支給する。

### (公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める報酬等の支給基準として公表する。

### (改案)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### (附則)

この規定は、平成29年6月24日より施行する。

この規定は、令和5年6月3日より改正施行する。